

男女共同参画会議 第21回重点方針専門調査会 令和元年9月18日	資料7
--	-----

(通し番号135)

「女性活躍加速のための重点方針 2019」

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

3. 男性の暮らし方・意識の変革

a) 国・地方公共団体における取組の促進

(「男の産休」や男性の育児休業等の取得の促進)

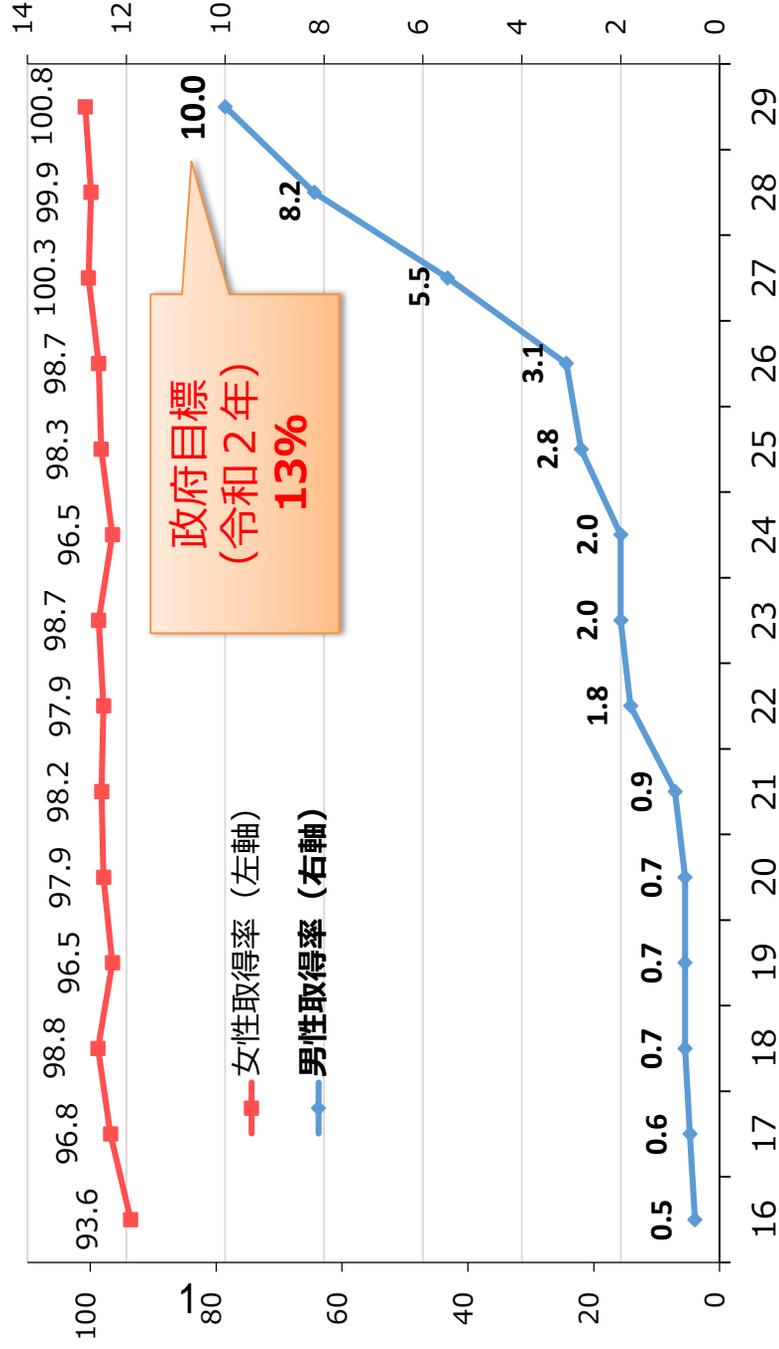
(内閣官房説明資料)

1. 男性国家公務員の育児休業の取得状況

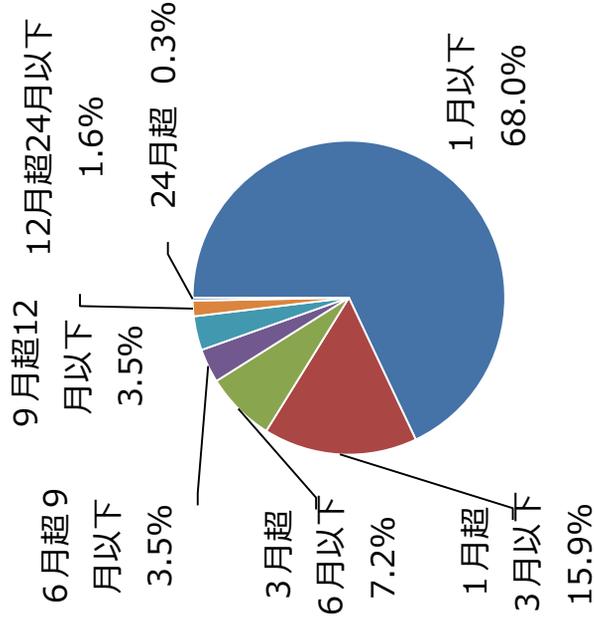
○ 男性国家公務員の育児休業の取得については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月)で令和2年までに13%とする政府目標を設定

○ 直近の取得状況(平成29年度)は、10.0%(1,314人)

育児休業取得率の推移



男性の育児休業取得期間 (平成29年度)



2. 男性国家公務員の「男の産休」の取得状況

○「男の産休」については、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」で、全ての男性職員が合計5日以上取得する目標を設定

○直近の「男の産休」5日以上使用率（平成29年度）は、51.9%

（注）配偶者出産休暇（2日）と育児参加のための休暇（5日）を合わせた7日間のうち5日以上使用した割合

政府目標
（毎年度）
100%

	26年度	27年度	28年度	29年度
「男の産休」 5日以上使用率	24.7%	30.8%	39.1%	51.9%

2

○「男の産休」

配偶者出産休暇（2日）と育児参加のための休暇（5日）を合わせた合計7日間の有給休暇

<取得可能期間>

- ・ 配偶者出産休暇：妻の出産に係る入院等の日から、出産の日の後2週間を経過する日まで
- ・ 育児参加のための休暇：妻の出産予定日6週間前の日から、出産の日の後8週間を経過する日まで

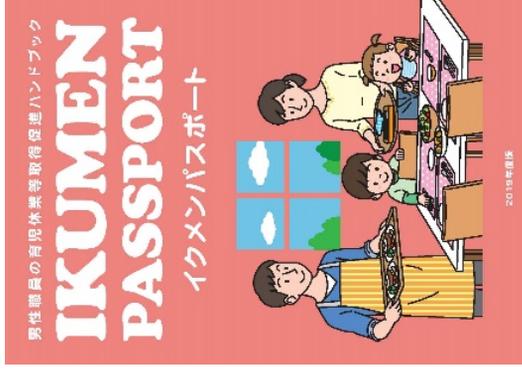
3. 男性職員の育児休業及び「男の産休」の取得の啓発

(1) ハンドブック、ポスターの作成・配布 (令和2年度予算：4,642千円)

○ 男性職員の育児休業及び「男の産休」の取得率向上のため、ハンドブックやポスターの作成及び配布を行うとともに、管理職員や男性職員への呼び掛けを行うこと等により、職員に対する制度の周知、意識啓発等を実施

男性職員の育児休業等
取得促進 ハンドブック
「イクメンパスポート」

- ・約3.1万部発行
- ・全国約 860カ所に配布
- ・内閣人事局HPにも掲載



男性職員の育児休業等
取得啓発ポスター

- ・約1.5万枚発行
- ・全国約 860カ所に配布
- ・内閣人事局HPにも掲載



(2) セミナーの開催 (令和2年度予算：7,270千円)

eラーニングの実施 (令和2年度予算：4,900千円)

○ 内閣人事局が実施するセミナー等において、育児休業・「男の産休」や男性職員の家庭生活への関わりの推進に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施

- 仕事と育児の両立セミナー (共働き世帯で未就学児の子を持つ職員対象)
- 女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー (管理職員対象)
- 働き方改革と女性活躍、ワークライフバランス推進に係る管理職向けeラーニング

※いずれも平成30年度の例

(全国の地方支分部局を含めた全府省等の全ての管理職員対象：約2.1万人が受講)

